
2 5 1 5 . 搬出確認登録 (MAWB単位)

業務コード	業務名
EXM	搬出確認登録 (MAWB単位) 呼出し
EXM01	搬出確認登録 (MAWB単位)

1. 業務概要

MAWB番号を入力することによりHAWB情報を呼び出し、保税蔵置場または他所蔵置場所から搬出した旨の登録を行う。

(1) 「搬出確認登録 (MAWB単位) 呼出し (EXM)」業務の場合

MAWB番号を入力することにより、MAWBに関連付けられたHAWB情報のうちULDに積付けされていないHAWB情報を呼出す。

(2) 「搬出確認登録 (MAWB単位) (EXM01)」業務の場合

輸出貨物情報を入力することにより、保税蔵置場または他所蔵置場所から搬出した旨をシステムに登録する。

また、本業務でMAWBに係る貨物をすべて搬出した場合は、入力者及び搬出先（出力する旨が登録されている航空会社）に対して、LDR情報を出力する。

2. 入力者

航空会社、航空貨物代理店*1、通関業*1*2、機用品業*1、混載業*1、保税蔵置場

(* 1) 他所蔵置場所からの搬出の場合

(* 2) 自社施設、システム不参加展示場または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域からの搬出の場合

3. 制限事項

① 1業務で入力可能なHAWB件数は最大20件とする。

② 同一LDRに登録可能な貨物はMAWB番号を含めて最大10000件（MAWB1件、HAWB9999件）とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

① システムに登録されている利用者であること。

② 他所蔵置場所からの搬出の場合は、他所蔵置許可申請の申請者であること。

③ システム不参加展示場からの搬出の場合は、展示等積戻し申告の申告者であること。

④ 自社施設からの搬出の場合は、特定輸出申告の申告者であること。

⑤ 特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域からの搬出の場合は、特定委託輸出申告の申告者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) LDR情報DBチェック

LDR番号が存在する場合に、以下のチェックを行う。

① 入力されたMAWB番号が登録されていること。

② LDR作成済でないこと。

③ 入力者の管理する保税蔵置場から搬出中のLDRであること。

④ 入力者が作成したLDRであること。

⑤ 入力されたHAWB番号が登録されていないこと。

⑥ 入力された積込港と同一であること。

⑦ 入力された搬出区分と同一であること。

⑧入力された搬出元保税蔵置場と同一であること。

⑨入力された搬出先保税蔵置場と同一であること。

(4) 輸出貨物情報DBチェック

(A) 入力されたMAWB番号が存在する場合に、以下のチェックを行う。

①MAWBであること。

②混載仕立て済であること。

③混載業が登録されていること。

④混載業が入力された場合は、入力された混載業により混載仕立てされていること。

(B) 入力されたHAWB番号が存在する場合に、以下のチェックを行う。

①他所蔵置場所からの搬出の場合は、他所蔵置許可申請が許可となっていること。

②他所蔵置場所、システム不参加展示場、自社施設または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域からの搬出以外の場合は、入力者が管理する保税蔵置場に蔵置されていること。

③事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

④貨物差止め登録がされていないこと。

⑤輸出許可訂正中の貨物でないこと。

⑥搬入情報訂正保留中でないこと。

⑦貨物取扱中でないこと。

⑧手作業移行済の貨物でないこと。

⑨総個数、総重量、仕向地及び品名が登録されていること。

⑩輸出貨物または積戻し貨物の場合は、輸出許可または積戻し許可となっていること。

⑪搬出区分が「スペース」（通常搬出）または「J」（自社運送）の場合は、入力された積込港で積込むこととなった搬出個数が輸出許可された個数以内であること。

⑫輸入からの積戻しを行った貨物もしくは混載仮陸揚げ貨物の場合は、「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）（EXR01）」業務が行われていること。

⑬全量ULD積付けされていないこと。

⑭ULD積付けが行われている場合は、ULD積付けが行われていない貨物（バラ貨物分）の搬出であること。

⑮搬出先が航空会社の場合は、登録されている航空会社と同一であること。ただし強制表示に「F」が入力された場合は除く。

⑯貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

⑰輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

5. 処理内容

(1) EXM業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 輸出貨物情報抽出処理

入力されたMAWB番号に関連付けられている輸出貨物情報のうち、搬出元保税蔵置場に蔵置されている輸出貨物情報を抽出する。

(C) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(D) 注意喚起メッセージ出力処理

①抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

②MAWB番号に対する総個数、総重量、仕向地及び積込港について、

「AWB情報登録（輸出）（ABS）」業務により輸出貨物情報DBに登録されたMAWB情報と輸出貨物情報が同一でない場合、またはAWB情報が未登録の場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

③登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) EXMO1業務の場合

(A) LDR番号の払出し処理

LDR番号が入力されていない場合は、LDR番号をシステムで払い出す。

(B) LDR情報DB処理

①LDR番号が存在しない場合は、LDR情報を新規作成する。

②LDR番号が存在する場合は、搬出した旨を登録する。

(C) 輸出貨物情報DB処理

処理識別が「スペース」（登録）の場合は、輸出貨物情報DBに搬出した旨を登録する。

(D) 輸出貨物情報抽出処理

入力されたMAWB番号に関連付けられている輸出貨物情報のうち、搬出元保税蔵置場に蔵置されている輸出貨物情報を抽出する。

(E) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(F) 注意喚起メッセージ出力処理

①抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

②MAWB番号に対する総個数、総重量、仕向地及び積込港について、ABS業務により輸出貨物情報DBに登録されたMAWB情報と輸出貨物情報が同一でない場合、またはAWB情報が未登録の場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

③登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

6. 出力情報

(1) EXM業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搬出確認登録（MAWB単位）呼出し結果情報	なし	入力者

(2) EXMO1業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搬出確認登録（MAWB単位）呼出し結果情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 輸出貨物情報の抽出処理が行われた後も、処理データが残存する (2) 処理識別に「E」（搬出処理終了）の旨が入力されていない	入力者

情報名	出力条件	出力先
搬出確認登録（MAWB単位）結果情報	以下の条件のいずれかを満たすとき、出力する （１）輸出貨物情報の抽出処理が行われた後も、 処理データが残存しない （２）処理識別に「E」（搬出処理終了）の旨が 入力されている	入力者
蔵置情報	システムに蔵置情報を出力する旨が登録されて いる場合	入力者
LDR情報* ³	以下の条件のいずれかを満たすとき、出力する （１）輸出貨物情報の抽出処理が行われた後も、 処理データが残存しない （２）処理識別に「E」（搬出処理終了）の旨が 入力されている	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）輸出貨物情報の抽出処理が行われた後も、 処理データが残存しないか、または処理識 別欄に「E」（搬出処理終了）の旨が入力 されている （２）入力された搬出先が航空会社である （３）LDRを出力する旨がシステムに登録され ている	航空会社
他所蔵置搬出確認情報 （輸出）	入力された搬出元が他所蔵置場所である場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）

(* 3) LDR情報に5052件以上の貨物が登録されている場合は、LDR情報を分割して出力する。

7. 特記事項

システムにおいて通関した貨物に対して、システム外への搬出確認が行われた場合に、統計計上に関連する処理が行われる。

したがって、本業務によるシステム外への搬出を行った翌日以降は、取消を行うことができないので留意すること。